

01—01 P U D T

書類の閲覧及び営業秘密の申出

1. 書類の閲覧

何人も、特許庁長官に対し、審判事件、特許（商標登録）異議申立事件及び判定事件に係る書類の閲覧を請求することができる（特 § 186①本文）。ただし、特 § 186①一～六（実 § 55①で準用する場合を含む）、意 § 63①一～七及び商 § 72①一～四に掲げる書類については、方式審査便覧 58.20 に定めるところにより特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、閲覧をすることができない（特 § 186①ただし書）。加えて、審判事件の種別により、以下の書類は閲覧することができない。

(1) 拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件又は被請求人のいない判定事件の書類

拒絶査定不服審判事件、訂正審判事件、意匠（商標）補正却下決定不服審判事件（注1）又は被請求人のいない判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（判定請求書）の方式調査の終了後でなければ、閲覧をすることができない。

（注1）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

(2) 無効審判事件、商標登録取消審判事件、特許（商標登録）異議申立事件又は被請求人のいる判定事件の書類

無効審判事件（延長登録無効審判事件を含む。以下、本節において同じ。）、商標登録取消審判事件若しくは特許（商標登録）異議申立事件（注2）又は被請求人のいる判定事件の書類は、その書類の提出者を除き、審判請求書（特許（商標登録）異議申立書、判定請求書）の副本送達（送付）後でなければ、閲覧をすることができない。

（注2）これらの事件の確定審決等に対する再審事件を含む。

(3) 審判等共通のルール

ア 審決等起案書類に係わるものは、送達（発送によって送達の効力が生じるものは発送）後でなければ、閲覧をすることができない。

イ 録音テープ等で作成された調書の閲覧については、主に録音テープ等の複製物で行われる。

ウ 審判の執務に支障を来す場合は、閲覧の時期が別に指定される。

2. 無効審判事件、商標登録取消審判事件又は判定事件の書類における営業秘密が記載された旨の申出

(1) 申出の概要

無効審判事件又は商標登録取消審判事件（注3）（以下、本節において「無効審判事件等」という。）の書類に当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者又は参加人は、当該当事者又は参加人の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①四、実55①→特§186①四、意§63①五、商§72①一、特施規§50の14、実施規§23⑫→特施規§50の14、意施規§19⑧→特施規§50の14、商施規§22⑥→特施規§50の14）。

判定事件の書類に当事者の保有する営業秘密が記載されている場合、当該書類の閲覧制限を求める当事者は、当該当事者の保有する営業秘密が記載された旨を特許庁長官又は審判長に申し出ることができる（特§186①二、実55①→特§186①二、意§63①三、商§72①二、特施規§40→特施規§50の14、実施規§23⑨→特施規§40→特施規§50の14、意施規§19⑤→特施規§40→特施規§50の14、商施規22④→特施規§40→特施規§50の14）。

（注3）これらの審判の確定審決等に対する再審事件を含む。

(2) 申出の手続

無効審判事件等又は判定事件の書類について当該当事者（参加人）の保有する営業秘密が記載された旨の申出をする場合は、特施規様式第65の8に定められた様式（営業秘密に関する申出書）により行う。申出は、当該書類の提出と同時に又は当該書類の提出後できる限り速やかに行うことが望ましい。

（改訂 R1.6）